

兵労基発 1214 第 5 号
令和 3 年 12 月 14 日

一般社団法人兵庫県電業協会
会長 殿

兵庫労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

改正石綿障害予防規則の周知に関する協力依頼について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿（アスベスト）については、その粉じんを吸入することにより、肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすおそれがあることから、石綿又は石綿をその重量の 0.1 % を超えて含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用が全面的に禁止されています。

一方、過去に輸入された石綿の大半は建材として建築物に使用されており、今後、建築物に使用されている石綿の劣化等による飛散や、建築物の解体・改修工事における石綿ばく露が懸念されます。

厚生労働省では、平成 17 年に石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）を制定し、建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策を進めているところですが、令和 2 年 7 月 1 日には、さらなる石綿ばく露防止対策の充実を図るため建築物等の解体・改修工事開始前の石綿の有無の調査（以下「事前調査」という）の方法の明確化を盛り込んだ改正石綿則を制定し、令和 2 年 10 月 1 日から順次施行しています。

とりわけ、改正内容のうち、一定規模以上の解体・改修工事については、施工業者が労働基準監督署と都道府県等（大気汚染防止法に基づく）に対し、事前調査結果を電子報告システムなどにより報告する制度が新たに取り入れられ、令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。

つきましては、貴団体の会員事業場等に対して事前調査結果の報告制度を広く周知していただくため、別添 1 のポスター及び別添 2、3 のリーフレットに

より、周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、このポスター及びリーフレットにつきましては、「兵庫労働局ホームページ」及び「石綿総合情報ポータルサイト」に掲載しておりますので、貴団体のホームページにリンクしていただく等のご配慮も併せてお願い申し上げます。

【兵庫労働局ホームページ】

- ・ URL (石綿ばく露防止対策)

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/ishiwata_jinpai/kaiseisishiwatasoku.html

- ・ QRコード (石綿ばく露防止対策)



【石綿総合情報ポータルサイト】

- ・ URL (石綿ばく露対策)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

- ・ QRコード (石綿ばく露対策)

